

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類 性質による分類	役務仕様書 共通仕様書
物品番号		
品名 又は 件名	市販型車両等現地外注整備 (大型車)	
	府基LPS-V00422-1	
承認	平成31年 3月 6日	
作成	平成31年 3月 6日	
改正	令和 3年 2月 5日	
作成部隊等名	航空気象群 基地業務隊	

1 総則

1.1 適用範囲

- a) この仕様書は、府中基地における市販型車両（以下「車両等」という。）の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容とが相違する場合は、個別仕様書に規定する内容を優先する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の意味は、次に示すほか各事項において定めるとおりとする。

- a) 引用文書等 引用文書等とは、当該仕様書に関連する文書及び当該仕様書の参考となる文書で次のものをいう。
 - 1) 関連文書 関連文書とは、当該仕様書に直接関連した文書及び図面をいう。
 - 2) 参考文書 参考文書とは、当該仕様書に規定した事項を更に理解させるため参考となる文書及び図面をいう。
- b) 車両等 車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（J.T.O.00-10-9（以下「車両等整備基準」という。））に示す車両及びそれぞれの構成品、取付品及び部品等をいう。
- c) 個別T.O等 個別T.O等とは、次に示すものをいう。
 - 1) 当該車両に適用する技術指令書（J.T.O.）
 - 2) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）
 - 3) 修理要領書等（契約相手方が車両等の修理を目的として作成した修理要領書等で監督官が認めたもの。）
- d) 部品等 部品等とは、車両部品及び油脂類をいう。
- e) 修理不能 修理不能とは、次のものをいう。
 - 1) 個別仕様書により、特に規定がない限り当該品目（互換性品目及びその他の代品を含む。）の修理時における新品取得価格の65%以上修復の諸費用が見積もられる場合。
 - 2) 特に官側が示した場合。
- f) 監督 監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。
- g) 検査 検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

品名	市販型車両等現地外注整備（大型車）
----	-------------------

1.3 引用文書

引用文書は次のとおりとし、特に版を指定する以外は、入札または見積書の提出時における最新版とし、次のものをいう。

a) 関連文書

1) 法令等

- 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)
- 道路運送車両法施行令(昭和26年政令第254号)
- 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)
- 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)
- 自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)
- 自動車の点検及び整備に関する手引(平成12年運輸省告示第162号)
- 自衛隊の使用する自動車に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第1号)
- 優良自動車部品の採用について(空幕調達第275号40, 11, 8)
- 航空自衛隊調達規則(JAFR124)
- 航空自衛隊物品管理補給手続(JAFR125)

2) 技術指令書

- 航空自衛隊装備品等共通整備基準(J.T.O.00-10-1)
- 航空自衛隊車両等整備基準(J.T.O.00-10-9)
- 車両等の塗装及び標識(J.T.O.36-1-3)
- 車両等の防錆処置要領(J.T.O.36-1-52)
- 航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令(J.T.O.00-20B-6)
- 車両等検査要項(J.T.O.36-1-6)
- 個別T.O.等

b) 参考文書

1) 法令等

- 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年1月10日總理府令第1号)

2) 技術指令書

- 航空自衛隊技術指令書制度(J.T.O.00-5-1)

3) 自動車整備標準作業点数表

2 役務に関する要求事項

2.1 整備作業の種類及び工程

この仕様書で規定する整備作業の種類及び工程は、次に示すものとし、整備作業点数は、日本自動車整備振興連合会の発刊する自動車整備標準作業点数表を基準とする。また、車種及び年度整備計画等については調達要領指定書のとおりとする。

a) 定期検査(道路運送車両法適用除外車両) 定期検査は、車両等整備基準に定めるI検査(6か月検査)又は、M検査(12か月検査)について、次の1)及び2)の作業を実施する。また3)～6)の作業については、修理明細書(別紙様式第1)で示された場合、または監督官から指示があった場合に実施する。

- 1) 定期検査
- 2) 分解点検
- 3) 修理

品名	市販型車両等現地外注整備（大型車）
----	-------------------

- 4) 交換
- 5) 組立調整
- 6) 塗装及び標識
- b) 定期点検(道路運送車両法適用車両) 定期点検は、道路運送車両法(以下「車両法」という。)に定める定期点検整備(3か月、6か月、12か月、24か月)について、次の1)及び2)の作業を実施する。また3)～6)の作業については、修理明細書(別紙様式第1)で示された場合、または監督官から指示があった場合に実施する。
 - 1) 定期点検
 - 2) 分解点検
 - 3) 修理
 - 4) 交換
 - 5) 組立調整
 - 6) 塗装及び標識
- c) 計画外整備 計画外整備は、修理明細書(別紙様式第1)又は個別仕様書で規定した作業を実施する。

2.2 作業内容

この仕様書の2.1項に示す工程の作業内容は、個別仕様書で特に規定するほか次により実施する。

- a) 定期検査 定期検査は、車両等整備基準に定めるI検査又はM検査について、車両等検査要項、一般車両検査手順(別紙1-1～1-12)及び、技術指令書に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検、または計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに、結果を車両作業用紙(別紙様式2-1～2-4)に記録し、監督官に提出する。
- b) 定期点検 定期点検は、車両法に定める定期点検について、自動車点検基準、自動車の点検整備に関する手引き及び、個別T.O.等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検、または計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに、結果を道路運送車両法に定める分解整備記録簿に記録し、分解整備記録簿写を監督官に提出する。

なお、継続検査書類作成代行手続きについては、定期点検と別に、契約相手方が実施するものとする。

- c) 分解点検 分解点検は、定期検査または定期点検の結果、判定した要修理箇所を修理するために必要な単位に分解する。なお、分解した部品は技術指令書に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検または計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法、部品を確認し、必要事項を監督官に報告する。また分解した部品は、必要な洗浄度を保持するための処置を行う。
- d) 修理 2.2c) 項で確認された要修理箇所は、最適な方法により車両等がその性能を発揮するよう修理する。また、修理のための加工は要修理品の状態特性に応じ、最も適した方法で行う。
- e) 交換 2.2c) 項で交換と判定された物を、個別T.O.等により良品と交換する。
- f) 組立調整 2.2c) 項で使用可能品と判断されたもの、または2.2d) 項及び2.2e) 項の部品等については、規定の性能を発揮するために適正な手順方法により組み立て、必要に応じて各部を調整する。ただし、車両等の必要な部位、部品については、必要な潤滑効果を得るために適合した油脂を選定のうえ適正量を給油する。

品名	市販型車両等現地外注整備（大型車）
----	-------------------

- g) 塗装及び標識 個別仕様書で特に規定する場合を除き、J. T. O. 36-1-3に基づき極力部分塗装とする。全面塗装を実施する場合は、監督官を経由し官側の指示を得て実施する。

2.3 作業の中止

次に示す場合は、作業を一時中止し、関係書類を作成し、監督官を通じ官側に申し出るものとする。

- a) 車両を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合、見積書を作成し、監督官の指示を受けるものとする。
- b) 修理不能の場合、その修理費が新品取得価格の65%を上回る場合には、修理不能品（見込）の交換に係る見積書を作成し、監督官の指示を受けるものとする。

2.4 追加整備

2.2項で発見された不具合及び故障について、次の事項に当てはまる場合は2.3項を経て追加整備実施の可否を監督官の指示を受けるものとする。

- a) 保安基準に適合しない場合
- b) 走行又は運用に支障をきたす場合
- c) 引き続き外注整備を実施することで修理費及び時間を削減することができる場合

2.5 使用部品及び材料

- a) 使用部品及び材料は、個別仕様書又は発注要求書等で官給を規定するものを除き、監督官と調整の上、契約相手方で準備する。
- b) 部品等の規格及び活用
 - 1) 部品等の使用は、原則として製造会社の純正部品（個別T. O. 等に記載された部品）及び優良自動車部品の採用についてに示す品目とする。
 - 2) 修理に際し修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部品等を他の修理に流用することが可能な場合は、できるだけこれらの部品を活用し、修理費の節減を図る。ただし、原則として同一契約の範囲内とする。
 - c) 追加整備時に発生する部品について、官給又は契約相手方準備とするかの決定は、部品取得までの期間を考慮した上で官側が決定する。

2.6 要求性能

車両等の修復後の性能は、個別仕様書で特に規定した場合を除き個別T. O. 等及び道路運送車両の保安基準に適合しなければならない。

3 品質保証

3.1 品質保証

契約相手方が実施する品質管理は、個別仕様書で規定する場合を除き、次による。

- a) 車両等が要求事項に合致していることを確認するために、使用する計測器及び試験装置は、定期的に整備され規定の性能が維持されていなければならない。
- b) 契約相手方は交換を伴う整備作業に関して、契約上の取替又は補修を担保しなければならない。
- c) 契約相手方は準備した交換部品に関して、その品質を担保しなければならない。
- d) 点検記録は、確実に保管されていなければならない。

3.2 品質保証資料

契約相手方が、品質を保証するために提出する資料については、個別仕様書で規定する場合を除き次による。

- a) 定期検査においては分解整備記録簿写を提出する。

品名	市販型車両等現地外注整備（大型車）
----	-------------------

- b) 定期点検においては車両作業用紙（別紙様式2-1～2-4）を提出する。
- c) 計画外整備においては、品質保証書（別紙様式3）及び修理した部品等の試験成績表（別紙様式4）を提出する。

3.3 監督及び検査

車両等の外注整備作業に関する監督及び検査は、次による。

- a) 監督及び検査は、個別仕様書で規定する場合を除き、航空自衛隊調達規則に定める監督及び検査方法により実施するものとする。
- b) 完成検査後は、整備箇所を確認し、個別仕様書で規定する場合を除き個別T.O.等で規定された性能を完全に発揮したことにより合格とする。

4 その他の指示

4.1 技術協力

契約相手方は、次に示す場合は、官側に技術等の協力をしなければならない。

- a) 納入物品の不具合等に関し、発生した不具合の原因、対策及び処置について、官側から依頼された場合には、調査検討を行う。
- b) その他の技術的事項について、官側からの要求があった場合には、資料等を提出し、協力をを行う。

4.2 官給品

部品等は、原則として官給を受けなければならない。

4.3 自動車重量税

自動車重量税を必要とする検査又は要求があった場合、契約相手方において必要な自動車重量税印紙を準備するものとする。

4.4 補給の手続き

次に示す項目についての補給上の手続きは、分任物品管理官の指示を得て実施する。

- a) 車両の受渡し 契約相手方は、官側が示す受領書及び納品書に記名等の所要の処置をし、監督官に提出するものとする。
- b) 官給品の不具合 官給品に不具合があった場合は、監督官に申し出るものとする。
- c) 交換した旧部品の返品処置 交換した旧部品の返品は、監督官に提出するものとする。

4.5 保証

契約相手方は、次に示す保証を行わなければならない。

- a) 車両等の引渡しから引取りまでの間、一切の責任は、契約相手方の責任とする。
- b) 整備期間中における契約相手方の過失、その他により生じた損害は全て契約相手方の負担とする。

4.6 仕様書の疑義

仕様書について、疑義のある場合は監督官又は、検査官を通じて、官側と協議するものとする。

一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
I か じ 取 り 装 置	1. ハンドルの操作具合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	次の点検を実施する。 (1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ			リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み			リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷			リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 (1) 連結部にがたがないか。 (2) 取付部に緩みがないか。 (3) 曲がりや損傷がないか。 (4) 割ピンが欠損していないか。
	5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷			リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	6. ステアリング・ナックルの連結部のがた			リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにがたがないかを点検する。
	7. ホイール・アライメント			ホイール・アライメント・テスタ(又は、キャンバ・キャスター・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジアス・ゲージ、トーイン・ゲージ)を用いて、キャンバ、キャスター、トーイン(及びキング・ピンの傾斜角度)が規定の範囲にあるかを点検する。(タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テスタにより点検してもよい。)
	8. パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷			(1) 定められたペリ間のベルト中央部を手(10kgf)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量			(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 (2) エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。(車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意)
	10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み			リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
II 制動装置	1. ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。
	2. ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスターで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。
	3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラケットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4. パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスターで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置(またはテストポジション)まで引き点検する。
	5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがないかをスパンなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあっては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
	6. リザーバ・タンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7. ブレーキ・マスタ・シリンドラの機能、摩耗、損傷		○	マスタ・シリンドラに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	8. ブレーキ・ホイール・シリンドラの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンドラ(シリンドラ・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	10. ブレーキ・チャンバー・ロッドのストローク	○	○	規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	1 1. ブレーキ・チャンバの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する
	1 2. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあっては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 (3) リレー・バルブにあっては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	1 3. ブレーキ倍力装置のエアー・クリーナの詰まり		○	分離型真空倍力式にあっては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。
	1 4. ブレーキ倍力装置の機能		○	(1) エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどで真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア 油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。 ウ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。
	1 5. ブレーキ・カムの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	1 6. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	(1) 自動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 (2) 手動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスターにより、すき間を点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	FM	
	17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。 (1) ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。
	18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	19. パック・プレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパンナなどにより点検する。
	20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検する。
	21. ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパー・ボディーの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパンナなどにより点検する。
	24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷などがないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	27. 油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリング式)の機能		○	フロント・ホイール・シリングダのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリングダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
III 走行装置	1. タイヤの状態	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペア・タイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケーター(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	<p>(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。</p> <p>(2) 大型車両にあっては次の点検を実施する ア J I S方式のシングル・タイヤ及びI S O方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクでしめつける。 イ J I S方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（1個おき）のアウター・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。次に、緩めたアウター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。</p> <p>(3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあっては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。</p>
	3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷（車両総重量8t以上の大型車において行う点検）	○		<p>(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。 ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。 イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を実施する。 ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、J I S方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。I S O方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布する。（潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。） ウ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。 エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>(3) J I S方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法	
		F I	F M		
				(4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後(一般的に50～100km走行後が最も望ましい。)、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み(3月ごとの点検項目)に示す方法によりホイール・ナットを締め付る。	
	4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		○	リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあっては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する	
	5. フロント・ホイール・ペアリングのがた	○	○	(1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ペアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール・ペアリングのがたとなる。) (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ペアリングを取り外し、ペアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。	
	6. リヤ・ホイール・ペアリングのがた		○	(1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ペアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール・ペアリングのがたとなる。) (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ペアリングを取り外し、ペアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。	
IV 緩衝装置	1. リーフ・スプリングの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。	
	2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・プラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で搖するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二輪のトラニオン式などにあっては、トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。	
	3. コイル・スプリングの損傷		○	リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。	
	4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	(1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で搖するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。	
	5. エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。	

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
V 動 力 伝 達 裝 置	6. エア・サスペンションのベローズの損傷	○	○	(2) リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。 リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジアス・ロッド、スタビライザ、リンクエージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。
M/T 車	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスター・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。(無調整式レリーズ・シリンダの場合は、点検は不要。) (3) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	2. クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3. クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5. トランスミッション、トランスファのオイル量	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
VI 電 気 装 置				(2) A/T車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ(車両等によっては、Nレンジ)に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。
	6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・プラケット取付ボルトに緩みがないかをスパンナなどにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパンナなどにより点検する。
	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷	○		リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた	○		リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスライド部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。
	9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた	○		リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)
	1. スパーク・プラグの状態	○	○	スパーク・プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。
	2. 点火時期	○	○	エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検する。
	3. ディストリビュータのキャップの状態	○		ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがないか。 (3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。
	4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	○	○	(1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。
VII 原動機	1. 低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2. 排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテスターにより点検する。 (2) ジーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3. エア・クリーナ・エレメントの状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		○	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要。)
	6. エンジン・オイルの漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7. 燃料漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレータ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	8. ファン・ベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたペリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	9. 冷却水漏れ		○	(1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テスターで加圧した状態で、ラジエータ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパンなどにより点検する。
VIII ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	1. メターリング・バルブの状態		○	エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインテーク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音(カチカチ音)が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	2. プローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		○	目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異状がないか。
	3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		○	ホース、パイプなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. チャコール・キャニスターの詰まりと損傷		○	(1) チャコール・キャニスターのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレータからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスター本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		○	チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
	6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパンなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。(遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。) (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異状がないかを目視などにより点検する。
	7. 二次空気供給装置の機能		○	二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	8. 排気ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. 減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷付態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。

別紙 1-1-1

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
IX付属装置等	1. 警音器（ホーン）の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	2. 窓拭器（ワイパー）及び洗浄液噴射装置（ウィンド・ウォッシャ）の作用		○	次の点検を実施する。 (1) ウィンド・ウォッシャ液の量が適当か。 (2) ウィンド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。
	3. デフロスタの作用		○	デフロスタを作動させ、吹き出し口（サイドを含む。）からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状がないかを手を当てて点検する。
	4. 施錠装置（ステアリング・ロック）の作用		○	エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。
	5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で搖するなどして点検する。 (2) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	6. マフラの機能		○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検する。
	7. エア・タンクの凝水	○	○	エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっているかを点検する。
	8. エア・コンプレッサの機能		○	エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることにより点検する。
	9. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		○	エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	10. 非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。 また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	11. 車枠(フレーム)、車体(ボディー)の緩みと損傷	○	○	(1) 乗用車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (2) 貨物車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷ないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。 ウ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などがないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
				エ ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
	1.2. 連結装置のカプラの機能と損傷	○		(1) 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。 (2) カプラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) カプラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カプラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。 (4) カプラ・サドル(ベース)の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。
	1.3. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷	○		ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	1.4. 座席ベルト(シート・ベルト)の状態	○		シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検する。
	1.5. 開扉発車防止装置の機能	○		乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
	1.6. シャシ各部の給油脂状態	○	○	(1) シャシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。 (2) 紙油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。 (3) 自動給脂式のものは、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。

修理明細書

品名 及び 件名		車種		型式	
物品 番号		車番		件名	

1. 作業工賃

2. 交換部品

作業工賃小計	
交換部品小計	
修理費合計	

車両等作業用紙 (一般車両)										整備作業チェック記号				
車種				検査の種類	I : <input checked="" type="checkbox"/> 、 M : <input checked="" type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> 管理換:※印			<input checked="" type="checkbox"/> 良好 T 締付 <input type="checkbox"/> 調整 C 清掃 <input checked="" type="checkbox"/> 取換 L 給油 <input checked="" type="checkbox"/> 修理						
自動車番号				所属部隊										
開始日付				完了日付				分解したら記号を○で囲む						
点検項目					記	備考	点検項目					記	備考	
I. かじ取り装置							2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み							
1. ハンドルの操作具合							3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷							
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ					※		4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷							
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み							5. フロント・ホイール・ベアリングのがた							
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷							6. リア・ホイール・ベアリングのがた							
5. ポール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷							IV. 緩衝装置							
6. ステアリング・ナックル連結部のがた							1. リーフ・スプリングの損傷					※		
7. ホイール・アライメント							2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷							
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷							(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド							
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量					※		(2) スプリング・プラケットの取付部							
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み							(3) リーフスプリング・ピンなど連結部							
II. 制動装置							(4) トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部							
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間					※		3. コイル・スプリングの損傷							
2. ブレーキの効き具合					※		4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷							
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ					※		(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット							
4. パーキング・ブレーキの効き具合					※		(2) サスペンションの各連結部のがた							
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態							(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの							
6. リザーバ・タンクの液量					※		ダスト・ブーツの亀裂、損傷							
7. ブレーキ・マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷							5. エア・サスペンションのエア漏れ							
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷							6. エア・サスペンションのペローズの損傷							
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷							7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷							
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク							8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能							
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	後 mm
11. ブレーキ・チャンバの機能							9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷					※		
12. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、 リレー・バルブの機能							V. 動力伝達装置							
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり							1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れた ときの床板との隙間							
14. ブレーキ倍力装置の機能							(1) クラッチ・ペダルの遊び					mm		
15. ブレーキ・カムの摩耗							(2) レリーズ・フォーク先端の遊び					mm		
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間							(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間					mm		
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗							2. クラッチの作用							
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷							3. クラッチ液の量							
19. パック・プレートの状態							4. トランスマッision、トランスマッisionのオイル漏れ							
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間							5. トランスマッision、トランスマッisionのオイル量							
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚							6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み							
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	後 mm
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷							7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の ダスト・ブーツの亀裂と損傷							
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み							8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた							
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間							(1) スライド・イン部の摩耗によるがた							
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗							(2) 自在継手部の摩耗によるがた							
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷							9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ペアリングのがた							
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能							10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量							
III. 行走装置							VI. 電気装置							
1. タイヤの状態					※		1. スパーク・プラグの状態							
(1) タイヤの空気圧 (スペア・タイヤ含む)							2. 点火時期							
(2) タイヤの亀裂、損傷							3. ディストリビュータのキャップの状態							
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗							4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食					※		
* タイヤの溝の深さ							5. 電気配線の接続部の緩みと損傷					※		
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	後 mm
VII. 原動機							3. エア・クリーナ・エレメントの状態							
1. 低速と加速の状態							4. エア・クリーナの油の汚れと量							
2. 排気の状態							5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態							
CO							6. エンジン・オイルの漏れ							
HC							黒煙							

7. 燃料漏れ	※		2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3. デフロスターの作用		
9. 冷却水漏れ	※		4. 施錠装置の作用		
Ⅶ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
1. メターリング・バルブの状態			6. マフラの機能		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスターの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカプラの機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
Ⅷ. 附属装置等			16. 開扉発車防止装置の機能		
1. ホーンの作用	※		17. シャシ各部の給油脂状態	※	

署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

路上運行試験実施

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊等 の長印	
------	--	------	--	-------	--	-------------	--

車両等作業用紙 (施設、荷役その他の車両等)										整備作業チェック記号					
車種		検査の種類				I : <input checked="" type="checkbox"/> 、 M : <input checked="" type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> 管理換:※印				✓ 良好	T 締付				
自動車番号		所属部隊								✗ 調整	C 清掃				
開始日付		完了日付								✗✗ 取換	L 給油				
										分解したら記号を○で囲む					
点検項目					記	備考					点検項目		記	備考	
I. かじ取り装置										2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み					
1. ハンドルの操作具合										3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷					
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ										※	4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷				
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み											5. フロント・ホイール・ペアリングのがた				
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷											6. リア・ホイール・ペアリングのがた				
5. ポール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷											IV. 緩衝装置				
6. ステアリング・ナックル連結部のがた											1. リーフ・スプリングの損傷		※		
7. ホイール・アライメント											2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷				
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷											(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド				
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量										※	(2) スプリング・ブラケットの取付部				
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み											(3) リーフスプリング・ピンなど連結部				
II. 制動装置											(4) トルク・ロッド (ラジアス・ロッド) の連結部				
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間										※	3. コイル・スプリングの損傷				
2. ブレーキの効き具合										※	4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷				
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ										※	(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット				
4. パーキング・ブレーキの効き具合										※	(2) サスペンションの各連結部のがた				
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態											(3) サスペンション各部の損傷、ポールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷				
6. リザーバ・タンクの液量										※	5. エア・サスペンションのエア漏れ				
7. ブレーキ・マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷											6. エア・サスペンションのベローズの損傷				
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷											7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷				
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷											8. エア・サスペンションのレベルリング・バルブの機能				
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク											9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷		※		
前 輪	左	前 mm	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm	右	前 mm	右	前 mm	右	前 mm	右
		後 mm	後 mm	後 mm		後 mm		後 mm							
11. ブレーキ・チャンバの機能											V. 動力伝達装置				
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能											1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床版との隙間				
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり											(1) クラッチ・ペダルの遊び		mm		
14. ブレーキ倍力装置の機能											(2) リリーズ・フォーク先端の遊び		mm		
15. ブレーキ・カムの摩耗											(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間		mm		
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間											2. クラッチの作用				
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗											3. クラッチ液の量				
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷											4. トランスマッシャン、トランスマフのオイル漏れ				
19. パック・ブレートの状態											5. トランスマッシャン、トランスマフのオイル量				
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間											6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み				
21. ブレーキ・パッドの摩耗										*ライニング又はパッドの残厚	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷				
前 輪	左	前 mm	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm	右	前 mm	右	前 mm	右		
		後 mm	後 mm	後 mm		後 mm		後 mm							
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷											8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト締手部のがた				
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み											(1) スライド部の摩耗によるがた				
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間											(2) 自在締手部の摩耗によるがた				
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗											9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ペアリングのがた				
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷											10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量				
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能											VI. 電気装置				
III. 走行装置											1. スパーク・プラグの状態				
1. タイヤの状態										※	2. 点火時期				
(1) タイヤの空気圧 (スペア・タイヤ含む)											3. ディストリビュータのキャップの状態				
(2) タイヤの亀裂、損傷											4. パッテリのターミナル部の緩みと腐食		※		
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗											5. 電気配線の接続部の緩みと損傷		※		
*タイヤの溝の深さ											VII. 原動機				
前 輪	左	前 mm	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm	右	前 mm	右	前 mm	右		
		後 mm	後 mm	後 mm		後 mm		後 mm							
1. CO											1. 低速と加速の状態				
2. HC											2. 排気の状態				
CO											黒煙				
3. エア・クリーナ・エレメントの状態											4. エア・クリーナの油の汚れと量				
4. エア・クリーナの油の汚れと量											5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態				
5. エンジン・オイルの漏れ											6. エンジン・オイルの漏れ				

7. 燃料漏れ	※		X. 施設、荷役、その他の車両等		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		1. キャリッジ	※	
9. 冷却水漏れ	※		2. 操作レバーリフト、チルト	※	
Ⅳ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置					
1. メターリング・バルブの状態			3. チェンリフト、ドライブ	※	
2. プローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			4. ケーブルーウインチ、ホイスト	※	
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			5. シリンダーリフト、チルト	※	
4. チャコール・キャニスターの詰まりと損傷			6. 油圧ポンプ	※	
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			7. 一般漏えい-油、水、空気	※	
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			8. 旋回機構		
7. 二次空気供給装置の機能			9. マスト本体、ブーム		
8. 排気ガス再循環装置の機能			10. 安全クラッチ、減速機構	※	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			11. ドラム	※	
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			12. 昇降機構	※	
IX. 附属装置等					
1. ホーンの作用	※		13. コンミューター、ブラシ	※	
2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※		14. コントローラ	※	
3. デフロスターの作用			15. パワー・テーク・オフ	※	
4. 施錠装置の作用			16. 索導器	※	
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷			17. クレーン・アタッチメント	※	
6. マフラの機能			18. キャタピラ	※	
7. 火花防止装置の状態			19. 排土版、スクリーパ	※	
8. エア・タンクの凝水			20. フィフス・ホイール	※	
9. エア・コンプレッサの機能			21. 補助脚	※	
10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能			22. キング・ピン摩耗、破損、カップラ結合箇所	※	
11. 非常口の扉の機能			XI. かく座機収容器材、100tオールテレンクレーン		
12. 車体、車体の緩みと損傷	※		1. 操向装置	※	
13. 連結装置のカプラの機能と損傷			2. 操向アライメント		
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷			3. クレーン・エンジン	※	
15. シート・ベルトの状態			4. クレーン電気系統	※	
16. 開扉発車防止装置の機能			5. 補助脚	※	
17. シャシ各部の給油脂状態	※		6. 通話装置	※	

署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

路上運行試験実施

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊等の長印	
------	--	------	--	-------	--	---------	--

品 質 保 証 書

航空自衛隊府中基地 殿

年 月 日

車種

車番

上記の部品を異常なく交換したことを証明いたします。

会社名

住 所

印

TEI

試 驗 成 績 表

要求書どおりの作業を実施し、作業完了後上記の項目について点検しました。

会社名

住 所

印

調達要領指定書	発 簡 番 号	気基補第116号
	調達要求番号	6-単-10
	調達要求年月日	令和6年2月13日
	作 成 部 課	航空気象群基地業務隊
	作 成 年 月 日	令和6年1月31日
品名又は件名	市販型車両等現地外注整備（大型車）	
仕 様 書 番 号	府基LPS-V00422-1	

指 定 事 項

2. 1 整備作業の種類及び行程

1 年度整備計画予定表
別表1-1のとおり

2 役務作業の種類及び範囲
別表1-2のとおり

別表1-1

年度整備計画予定表

